

新潟生存権裁判を支える会ニュース

新潟生存権裁判を支える会 〒950-0088新潟市中央区万代1-2-6

新潟県生活と健康を守る会連合会内

TEL241-0288 FAX241-0384

No36号 2013年4月22日

裁判所が3回目までの裁判日程決める 東京高裁第1回弁論は大きく成功！

4月19日、東京高等裁判所で新潟生存権裁判の第1回弁論（裁判）がおこなわれました。異例の約1時間にも及ぶ裁判では、原告1名、訴訟代理人（弁護士）4名が弁論をおこない、裁判長は次々回までの裁判日程を決め、慎重審理の姿勢を示しました。拙速な裁判進行も心配されましたが、弁論の機会と、支援者の運動を広げる時間が保障され、第1回弁論を大きく成功させることができました。



新潟から原告、弁護団、支える会の28名が上京

長谷川シズエ（88）、阿部長治（87）の原告2名、（山田ハルさん（94）は加齢による体調不良で欠席）、大澤理尋、水内基成、和田光弘の各弁護士、山崎栄三代表はじめ「支える会」から23名が新潟～上京。竹下義樹全国弁護団長、東京弁護団7名が出廷しました。東京、埼玉、神奈川、青森や、中央団体など参加者が大法廷の傍聴席を埋め尽くしました。宣伝行動、報告集会には延べ200名余が参加し弁論成功を成功させました。

老齢加算あれば家に住み続けることができた 長谷川原告が陳述

長谷川シズエさんは、声を詰まらせながら意見陳述をおこないました。裁判長はこれに身を乗り出して真剣に聞き入りました。

熱中症で転倒し、ネズミに悩まされ、やむなく施設に入所した。生活扶助費は支給されず、買い物やお墓参りにもいけない。老齢加算があればクーラーが買え、そうすれば一人で住み続けることができた。国は誤りを認めてほしい。（陳述書は2面に掲載）

弁護団が、新潟訴訟独自の争点、加算廃止の根拠とした「特別集計」の違法性、裁判所は政治に任せず加算廃止の可否を独自に判断すべき、との意見陳述をおこないました。

裁判長は、「急がない」「焦っても仕方ない」と述べ、次回次々回の裁判日程を決め、原告側が意見陳述をおこなうことを認めました。

裁判報告集会で、阿部長治さんが「身体の続く限りたたかいます」と決意を表明しました。井上英夫生存権裁判を支える会会長が「保護基準引き下げ反対、老齢加算復活のためにさらに運動をひろげよう」と呼びかけました。

裁判日程 第2回：7月12日 第3回：9月13日 （各101号大法廷）

長谷川シズエ原告意見陳述

新潟地方裁判所で証言させていただいた後の私の生活状況の変化について、申し上げます。

私は、平成22年夏、当時住んでいた借家にネズミが出て動きまわる音などで夜眠れなかったことと、クーラーのない生活のなか猛烈な暑さにより、疲れが生じ、自転車に乗っていた最中に転倒し、足をけがしてしまいました。

そして、主治医の先生の判断もあって、養護老人ホームひめさゆりに入所し、現在に至っています。

私は、自宅に住んでいた当時、地元のスーパーで買い物をしたり、図書館で本を借りて読んだりすることが、大切な生きがいでした。

いまでも本心では自宅にもどって生活できることを望んでいます。

ひめさゆりに入所後、生活保護が医療扶助だけとなり生活費がいただけないこと、施設が街から離れたところにありスーパーに買い物に行けないこと、施設のなかでの人間関係に悩むことなど、自宅で生活していたころ以上のつらさを感じています。

老齢加算さえあれば、クーラーを買うお金や電気代、ねずみ駆除に必要なお金を出すことができました。そうすれば、私は、自宅に住み続けられたと考えています。

私は、生活保護を受けた後、交通費やお見舞いの品、香典などに必要なお金を出すことができず、親族やお世話になった方々のお見舞いやお葬式にも行くことができませんでした。

せめて、亡くなる前に、親族やお世話になった方々のお墓参りに行き、お花をお供えして、お見舞いやお葬式に行くことができなかつたお詫びをしないと、死んでも死にきれません。

しかし、いまの私には、そのためのタクシー代などの交通費やお花などのお供え物を買うお金がありません。

国には、是非とも老齢加算の廃止が間違っていたと認めていただき、一日も早く廃止された老齢加算分の金額をいただきたいです。

裁判所におかれましては、どうかこのような私の気持ちをご理解いただき、老齢加算の廃止により保護費を減額した処分を早急に取り消していただくことを、重ねてお願いいたします。

以上

●東京高等裁判所への署名を大きくひろげましょう

4月19日に、東京高等裁判所へ4,943名分の署名を提出しました。7月12日の次回裁判までに、あと15,000名を超える署名を集めましょう。

●東京高裁への原告、弁護団、支援者の上京費は1回40万円が必ずです。引き続き、募金にご協力ください

- ・「新潟生存権裁判を支える会」の会費納入をお願いします。
- ・地域で「支える会」加盟団体、個人会員を増やしましょう。
- ・上京費確保、裁判支援の募金活動を大きくひろげましょう。